

鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

次のように改める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿沼市国民健康保険税条例（昭和 30 年鹿沼市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 3 条の見出し中「国民健康保険税」を「国民健康保険」に改め、「に係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 4 条の見出し中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 5 条の見出し中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 号中「第 23 条」を「第 23 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 13 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 23 条各号列記以外の部分中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 1 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 3 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属す

る未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,060円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,100円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,160円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,200円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,260円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,100円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,200円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項及び第4項並びに第6項から第9項までの規定中「第3条及び第23条」を「第3条、第6条、第8条及び第23条第1項」に、「第23条中」を「第23条第1項中」に改める。

附則第10項及び第11項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第12項及び第13項中「第3条及び第23条」を「第3条、第6条、第8条及び第23条第1項」に、「第23条中」を「第23条第1項中」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第5条第1号の改正規定、第13条第1項の改正規定、第23条の改正規定（「に係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）及び第23条の2の改正規定（「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える部分を除く。）並びに附則第2項から第4項までの改正規定及び第6

項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の鹿沼市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。